

栃木県監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、栃木県知事から、監査の結果に基づき措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成30（2018）年11月9日

栃木県監査委員 池 田 忠
同 日 向 野 義 幸
同 金 井 弘 行
同 平 野 博 章

監査の結果の措置状況

監査対象機関名	監査年月日	監査の結果	講じた措置
総務事務センター	平成30(2018)年6月22日	給与事務のうち、月額特殊勤務手当において、傷病休暇に伴う減額支給及び支給停止措置がなされなかったため過支給となっているものが1件110,250円あった。	過支給については、平成30年6月例月給与処理において返納処理を行いました。 これまでも研修会や総務事務センターだよりにおいて、手当の支給停止等処理に関する連絡票の提出について周知を行い、該当する職員の把握に努めてきましたが、今年度中にシステムを改修し、総務事務センターで休暇等の情報をもとに自己点検を行い、一層厳格に確認することとしました。 また、6月から新たに、毎月の全所属あて通知の中で、特に連絡票の提出が必要となる事例を追加して、周知徹底を図っております。